

L u L u C a 電子マネー取扱規則

2016(平 28)年 11 月 1 日 制定

第1条 目的

この規則は、しずてつジャストライン株式会社（以下、「当社」といいます。）が、L u L u C a 電子マネーの利用者に提供する加盟店におけるサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

第2条 適用範囲

加盟店での商品購入等にかかわる L u L u C a 電子マネーの取扱いについては、この規則の定めるところによります。

2. IC カード等による前項以外のサービス等にかかわる取扱いについては、「しずてつジャストライン株式会社 IC カード乗車券取扱規則（平成 19 年 9 月 1 日制定）」（以下、「IC カード乗車券取扱規則」といいます。）、その他 IC カード等の発行事業者が別に定めるものによります。

第3条 用語の定義

この規則における主な用語の定義は、次に定めるとおりとします。

- (1) 「L u L u C a 電子マネー」とは、当社が IC カード等に記録される金額に相当する対価を得て、当社の定める方法で IC カード等に記録した金銭的価値をいいます。
- (2) 「IC カード等」とは、利用者が L u L u C a 電子マネーを記録・利用するための、IC チップを内蔵したカード等の情報記録媒体をいいます。
- (3) 「利用者」とは、本規則に同意し、L u L u C a 電子マネーを利用する方をいいます。
- (4) 「積み増し（チャージ）」とは、当社の定める方法で IC カード等に L u L u C a 電子マネーを積み増しすることをいいます。
- (5) 「端末」とは、当社の定める仕様に合致し、L u L u C a 電子マネーの読取り、引去りおよび当社が特に認めた場合は書込みをすることができる機器（リーダーライター）をいいます。
- (6) 「移転」とは、ネットワーク、端末等を媒介することにより、IC カード等に記録されている一定額の L u L u C a 電子マネーを引き去り、当社の電子計算機、IC カード等又は加盟店の端末に同額の L u L u C a 電子マネーが積み増しされることをいいます。
- (7) 「加盟店」とは、当社が L u L u C a 電子マネーに係る加盟店として指定した店舗等であって、L u L u C a 電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供するものをいいます。当社が、L u L u C a 電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供する場合においては、当社も加盟店にあたるものとみなします。
- (8) 「電子マネー取引」とは、利用者が加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品又は役務（以下、「商品等」といいます。）を購入し又は提供を受ける際に、金銭等に代えて L u L u C a 電子マネーを加盟店の端末又は当社の電子計算機に移転して商品等の代金を支払う取引をいいます。
- (9) 「加盟店の端末」とは、当社から加盟店に設置及び利用が許され、かつ加盟店が当社のために管理する端末をいいます。

第4条 加盟店でのL u L u C a 電子マネーのご利用

当社が指定する加盟店で、L u L u C a 電子マネーを利用して電子マネー取引を行うことができるものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、利用者は、1回の電子マネー取引につき2枚以上のICカード等を同時に使用することはできません。
3. 利用者は、加盟店において、電子マネー取引を行うに際し、L u L u C a 電子マネーをその利用可能残高の範囲内で、当社および加盟店が定める方法により利用することができるものとします。
4. 第1項の場合、利用者のICカード等から当該加盟店の端末に、商品等の代金額に相当するL u L u C a 電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとします。
5. 商品等の代金額及びL u L u C a 電子マネーの残高は、L u L u C a 電子マネーの移転が完了した時点で、加盟店の端末等に表示され、利用者は、当該代金表示金額及びL u L u C a 電子マネーの残高表示金額に誤りのない事を確認するものとします。なお、その場で異議の申し出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなします。
6. 当社は、利用者が加盟店から購入し又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、責任を負わないものとします。

第5条 前条のご利用後に生じた事由

前条に従ったL u L u C a 電子マネーの移転がなされた後、利用者と加盟店との間で、L u L u C a 電子マネー移転の原因となった行為に無効、取消し、解除その他いかなる事由が生じた場合であっても、当該L u L u C a 電子マネーの返還はできません。

第6条 L u L u C a 電子マネーが利用できない場合

利用者には、以下の各号に定める場合においては、第4条に基づくご利用ができないことをあらかじめご承認いただきます。

- (1) 利用者のICカード等に記録保存されていたL u L u C a 電子マネーが、変造又は不正に作成されたものである場合。
- (2) システムの通信時、又はシステムの保守管理等のために利用の制限又は停止が必要な場合。
- (3) システムの障害時、ICカード等若しくは端末の破損又は電磁的影響その他の事由によるL u L u C a 電子マネーの破壊若しくは消失、その他の事由による端末の使用不能の場合。
- (4) ICカード等が不正乗車的手段としての使用その他の不正使用又はその未遂等の理由により、ICカード等の発行事業者が別に定めるものに従って、無効となり回収された場合。
- (5) ICカード等の発行事業者の定めるものに加えて、L u L u C a 電子マネーの利用又はL u L u C a 電子マネーの積み増しのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算として、10年間これらの取扱いが行われなかった場合。ただし、当社が別に定めるところにより発行する記名人式のICカード等に限りません。
- (6) 電子マネー取引に際し、L u L u C a 電子マネーの積み増しと移転をみだりに複数回繰り返す場合。

(7) その他やむを得ない事由のある場合。

第7条 取扱対象外商品等

当社が別途定める有価証券、金券等の商品については、電子マネー取引はできません。

第8条 制限責任

L u L u C a 電子マネーを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益又は損害については、当社はその責任を負わないものとします。

第9条 規則の変更

当社は、本規則を変更することができるものとします。

2. 本規則を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がL u L u C a 電子マネーを積み増し又は使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

附 則

(実施期日)

1. この規則は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。